

○富士市水道事業給水条例

昭和41年11月1日

条例第27号

〔注〕平成6年から改正経過を注記した。

改正 昭和41年12月27日条例第75号

昭和45年10月9日条例第33号

昭和49年6月22日条例第35号

昭和51年3月31日条例第19号

昭和53年12月23日条例第42号

昭和58年2月18日条例第2号

平成6年3月23日条例第18号

平成8年3月25日条例第12号

平成8年12月9日条例第27号

平成10年3月24日条例第23号

平成12年12月12日条例第53号

平成15年3月26日条例第16号

平成16年3月23日条例第25号

平成17年11月30日条例第50号

平成20年9月30日条例第93号

平成23年12月14日条例第26号

平成26年3月28日条例第11号

平成27年12月15日条例第66号

平成29年12月8日条例第42号

平成31年3月29日条例第21号

令和元年10月10日条例第21号

目次

第1章 総則（第1条—第9条の2）

第2章 給水装置の工事及び費用（第10条—第19条）

第3章 給水（第20条—第26条）

第4章 料金及び手数料（第27条—第39条）

第5章 管理（第40条—第45条）

附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、富士市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（一部改正〔平成20年条例93号〕）

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、富士市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第65号）第3条第3項に定める給水区域とする。

（一部改正〔平成20年条例93号・23年26号〕）

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 定例日 料金算定の基準日として、あらかじめ管理者（水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。第22条第2項を除き、以下同じ。）が隔月に定めた日をいう。

（全部改正〔平成29年条例42号〕）

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火せん 消防の用に供するもの

(給水装置所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は、管理者が必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 管理者は、前項の代理人を適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。

第6条 削除

（削除〔平成20年条例93号〕）

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人、その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置の使用人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水、又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても、管理者が、その必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、使用者、又は所有者の負担とする。ただし、管理者の認定によつてこれを徴収しないことができる。

(管理者の責務)

第9条 管理者は、貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(追加〔平成15年条例16号〕)

(設置者の責務)

第9条の2 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(追加〔平成15年条例16号〕)

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(一部改正〔平成8年条例12号・10年23号・12年53号・15年16号〕)

(工事の施工)

第11条 工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めたときは、市が工事を施工するものとする。

3 指定給水装置工事事業者が工事をを行うときは、あらかじめ管理者の審査（使用材料の確認を含む。）に合格した設計に基づき工事を施工するとともに工事が完了したときは直ちに市の検査を受けなければならない。

4 工事の施工に関し、利害関係人から異議の申出があつたときは、工事申込者の責任とする。

(一部改正〔平成8年条例12号・10年23号〕)

(給水管及び給水用具の指定)

第12条 管理者は、災害等による給水装置の損傷の防止及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

(全部改正〔平成10年条例23号〕)

(工事の費用負担)

第13条 工事の費用（以下「工事費」という。）は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が、市の費用で施工することが適当と認めたものについては、この限りでない。

第14条から第16条まで 削除

(削除〔平成10年条例23号〕)

(給水装置の所有権)

第17条 市において給水装置の工事を施工した場合における給水装置の所有権は、工事検査合格により申込者に帰属する。

(全部改正〔平成8年条例12号〕)

(給水装置の変更)

第18条 配水管の移転その他の理由によつて、給水装置に変更を加える工事を必要とする

ときは、所有者の同意がなくても市が施工することができる。

第19条 削除

(削除〔平成10年条例23号〕)

第3章 給水

(給水の原則)

第20条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令、又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、断水、又は洩水のため損害を生ずることがあつても、市は、その責を負わない。

(水道メーターの設置)

第21条 給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市が定める。

3 管理者は、使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第22条 メーターは、給水装置の所有者、又は使用者に保管させる。

2 前項の給水装置の所有者又は使用者は、善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 給水装置の所有者又は使用者が、前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失、又はき損した場合は、管理者が、定める損害額を弁償しなければならない。

(給水の申込み)

第23条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(全部改正〔平成10年条例23号〕)

(届出)

第24条 給水装置の使用者、所有者又は代理人（以下「使用者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を休止し、再開し、又は廃止するとき。

(2) 消防演習に水道を使用するとき。

2 給水装置の使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者又はその住所に変更があつたとき。

(2) 代理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。

(3) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

(4) 火災消火のため水道を使用したとき。

(一部改正〔平成10年条例23号・20年93号・23年26号〕)

(私設消火栓の使用)

第25条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときは、市の立会いを要する。

3 私設消火栓による消火演習は、1回の放水を10分以内とする。

(一部改正〔平成20年条例93号〕)

(給水装置及び水質の検査)

第26条 給水装置の機能、又は水質について、使用者、又は所有者から検査の請求があつたときは、市がこれを行ない検査の結果を、使用者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。

(料金)

第28条 料金は、別表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下第33条において同じ。)とする。

(全部改正〔平成20年条例93号〕、一部改正〔平成23年条例26号〕)

第29条 削除

(削除〔平成20年条例93号〕)

(料金の算定)

第30条 管理者は、定例日にメーターにより計量した使用水量を等分して定例日の属する月分及びその前月分の使用水量とし、それぞれ第28条の規定に基づき料金を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定することができる。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 使用水量が不明なとき。

(全部改正〔平成20年条例93号〕、一部改正〔平成23年条例26号〕)

第32条 削除

(料金及び使用水量の特例)

第33条 月の中途において水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき(給水管の呼び径が25ミリメートル以下のものに限る。) 基本料金の2分の1の額
- (2) 前号以外のとき 基本料金と従量料金との合計額

2 月の中途において給水管の呼び径に変更があつた場合の料金は、その使用日数の多い方の適用料率区分により算定した額とする。

(全部改正〔平成20年条例93号〕、一部改正〔平成23年条例26号〕)

第34条 削除

(料金の前納)

第35条 臨時給水、その他で管理者が、必要であると認めたときは、給水使用申込みの際、管理者が、定める料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中の届出があつたとき精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が使用中の状態にあると認めたとき、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第36条 料金は、第30条の規定に基づき算定されたそれぞれの料金の合計額を、定例日の属する月の翌月末までに納入通知書及び集金の方法により徴収する。ただし、次に掲げる場合は、随時にこれを徴収する。

- (1) 給水の休止又は廃止があつたとき。
- (2) 工事その他の理由により臨時給水したとき。
- (3) 停水処分をしたとき。

(一部改正〔平成23年条例26号〕)

(加入金)

第37条 第10条の規定により給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径の拡大変更に限

る。)の申込みを承認したときは、申込者から加入金を徴収する。

2 加入金の額は、給水装置1口につき次の表のとおりとする。

呼び径 (ミリメートル)	金額 (円)
13	39,600
20	86,900
25	146,300
30	220,000
40	401,500
50	620,400
75	1,412,400
100	管理者が定める。
150	

(一部改正〔平成8年条例27号・16年25号・20年93号・26年11号・31年21号〕)

(手数料)

第38条 手数料は、次の区分により申込者から徴収する。

(1) 指定手数料

法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき1万円

(2) 更新手数料

法第25条の3の2第1項の更新をするとき 1件につき1万円

(3) 設計審査及び工事検査手数料

1件につき 9,000円

(4) 水道使用証明等手数料

1件につき 300円

(一部改正〔平成6年条例18号・8年12号・10年23号・17年50号・令和元年21号〕)

(料金、手数料等の軽減、又は免除)

第39条 管理者は、公益上、その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減、又は免除することができる。

第5章 管理

(全部改正〔平成20年条例93号〕)

(検査等費用負担)

第40条 管理者は、管理上、必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又はみずからこれを行なうことができる。

2 前項に要する費用は、措置された者の負担とする。

(違反措置)

第41条 次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

(1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。

(2) 給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条の基準又は管理者の定める基準に適合していないとき。

(3) メーターの作用を妨害したとき。

(4) 指定給水装置工事事業者の施工した工事に係るものでないとき(法第16条の2第3項ただし書に該当する場合を除く。)

(5) 係員の業務の執行を拒み、又は妨害したとき。

(6) 第10条第1項の承認を受けずに工事を行つたとき。

(7) 理由なく本市の施工した封かん、標識類をき損したとき。

(8) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

2 管理者は、前項第2号及び第4号に該当するときは、第23条第1項の給水の申込みを拒むことができる。

(一部改正〔平成10年条例23号・20年93号・令和元年21号〕)

(給水の停止)

第42条 管理者は、この条例により、納付すべき料金、加入金及び手数料を期限内に納付しないときは、完納するまで、給水を停止することができる。

(一部改正〔平成8年条例12号・10年23号〕)

第43条 削除

(削除〔平成10年条例23号〕)

(給水管の切断)

第44条 管理者は、次の各号の一に該当する場合、管理上、必要があるときは、給水管を切断することができる。

(1) 給水装置所有者が、90日以上、所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来、使用の見込みがないと認めたとき。

(補則)

第45条 この条例の施行について、必要な事項は、管理者が、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一部改正〔平成20年条例93号〕)

(富士川町の編入に伴う経過措置)

2 富士川町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、編入前の富士川町給水条例(平成10年富士川町条例第6号。以下「編入前の富士川町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成20年条例93号〕)

3 編入日前に、編入前の富士川町条例の規定により課した料金、加入金及び手数料の取扱いについては、なお編入前の富士川町条例の例による。

(追加〔平成20年条例93号〕)

4 編入日前にした編入前の富士川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の富士川町条例の例による。

(追加〔平成20年条例93号〕)

附 則(昭和41年12月27日条例第75号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月9日条例第33号)

1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

2 この条例第2条中第28条の改正規定は、昭和46年1月分として徴収する料金から適用する。

附 則(昭和49年6月22日条例第35号)

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

2 第28条の改正規定は、昭和49年8月分として徴収する料金から適用する。

3 この条例施行の日の前日までに受付けた工事に係る加入金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和51年3月31日条例第19号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月23日条例第42号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の富士市水道事業給水条例第28条第2項の規定は、昭和54年3月分として計量する使用水量に係る料金から適用する。ただし、昭和54年3月31日までに随時に徴収する料金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和58年2月18日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の富士市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条第2項の規定は、昭和58年3月分として計量する使用水量に係る料金から適用し、昭和58年3月31日までに随時に徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条第2項の規定は、昭和58年4月1日から適用し、同日前までに受け付けた工事に係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月23日条例第18号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第12号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月9日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第28条第1項の改正規定は、平成9年5月分として計量する使用水量に係る料金から適用する。
- 3 改正後の富士市水道事業給水条例第28条の規定（同条第1項の改正規定を除く。）は、平成9年4月分として計量する使用水量に係る料金から適用する。
- 4 この条例の施行の日の前日までに受け付けた工事に係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第23号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市水道事業給水条例第38条第2号の規定は、この条例の施行する日以後に受け付ける工事の申込みに係る手数料について適用する。

附 則（平成12年12月12日条例第53号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第16号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日条例第25号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日条例第50号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第93号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第26号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の富士市水道事業給水条例第28条及び第33条の規定は、この条例の施行の日の属する月分の使用水量に係る料金から適用する。

附 則（平成26年3月28日条例第11号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用における施行日以後最初に計量する使用水量に係る料金の額については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに受け付けた工事に係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月15日条例第66号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用における施行日の属する月分の使用水量に係る料金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月8日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第21号）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用における施行日以後最初に計量する使用水量に係る料金の額については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに受け付けた工事に係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月10日条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請を受け付けた指定に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第28条関係）

（追加〔平成20年条例93号〕、一部改正〔平成23年条例26号・26年11号・27年66号・31年21号〕）

区分 呼び径 (ミリメー トル)	基本料金 (月額)		従量料金	
	水量 (立方メー トル)	金額	段階区分	金額
13	10	979円	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	88円
			使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	104円50銭
			使用水量50立方メートルを超え、 100立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	121円
			使用水量100立方メートルを超え るもの 1立方メートルにつき	132円
30	40	5,060円	使用水量20立方メートルまでのもの の 1立方メートルにつき	88円
			使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	104円50銭
			使用水量50立方メートルを超え、 100立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	121円
			使用水量100立方メートルを超え るもの 1立方メートルにつき	132円
			使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	104円50銭
			使用水量50立方メートルを超え、 100立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	121円
75	100	19,030円	使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	104円50銭
			使用水量50立方メートルを超え、 100立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	121円
100	100	33,660円	使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	104円50銭
			使用水量50立方メートルを超え、 100立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	121円
100	100	33,660円	使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	104円50銭
			使用水量50立方メートルを超え、 100立方メートルまでのもの 1立 方メートルにつき	121円

150		58,630円	るもの 1立方メートルにつき	
-----	--	---------	----------------	--